

⑧適用区分

「住宅借入金等特別控除額」に登録がある場合、『源泉徴収票』等の「住宅借入金等特別控除区分」に、以下のように表示します。

<適用区分の登録方法>

以下①②に該当する項目を「住宅借入金等特別控除申告書」より確認し、適用区分を登録してください。

①居住開始年月日欄に「(特定)」または「(特別特定)」または「(特例特別特例)」

②欄外の「(〇〇××年中居住者)」の後ろに「・〇〇〇〇用」

※旧書式の場合、欄外上部にも適用の内容が記載されています

<給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書 > (下部分) (この申告書は一例です)

居住開始が平成30年12月31日以前

平成 年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

左記の方が、平成〇〇年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

平成 年 月 日

様 税務署長

(注) 特 別 特 例

居住開始年月日	適用区分	増改築等の対象の額	居住開始年月日	適用区分
〇〇-〇〇-〇〇	(特定)	〇〇,〇〇〇	〇〇-〇〇-〇〇	(特別特定)

居住開始が平成31年01月01日以後

年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

左記の方が、〇〇〇〇年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

年 月 日

様 税務署長

(注) 特 別 特 例

居住開始年月日	適用区分	増改築等の対象の額	居住開始年月日	適用区分
〇〇-〇〇-〇〇	(特定)	〇〇,〇〇〇	〇〇-〇〇-〇〇	(特別特定)

居住開始が令和04年01月01日以後

年分 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書

左記の方が、〇〇〇〇年分の所得税について次のとおり住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

年 月 日

様 税務署長

(注) 特 別 特 例

居住開始年月日	適用区分	増改築等の対象の額	居住開始年月日	適用区分
〇〇-〇〇-〇〇	(特定)	〇〇,〇〇〇	〇〇-〇〇-〇〇	(特別特定)

居住開始が令和05年01月01日以後

年分 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書

左記の方の住宅借入金等特別控除に関する事項について次のとおり証明します。

年 月 日

様 税務署長

(注) 特 別 特 例

居住開始年月日	適用区分	増改築等の対象の額	居住開始年月日	適用区分
〇〇-〇〇-〇〇	(特定)	〇〇,〇〇〇	〇〇-〇〇-〇〇	(特別特定)

適用 区分	適 用	① 居住開始年月日	②	源泉徴収票 の表示
0	適用なし	—	—	住
1	一般の住宅借入金等特別控除 (増改築を含む)	—	無し	住
2	特定増改築等住宅借入金等特別控除	—	特定増改築等住宅借入金等特別控除用	増
3	認定長期優良住宅新築等特別税額控除	—	認定住宅用 or 長期優良住宅用	認
4	東日本大震災による住宅の再取得等に係わる住宅借入金等特別控除の特例	—	震災再取得等用	震
A	一般の住宅借入金等特別特定控除(増改築を含む)の適用があり、特定取得に該当する	(特定)	無し	住特
B	特定増改築等住宅借入金等特別特定控除の適用があり、特定取得に該当する	(特定)	特定増改築等住宅借入金等特別控除用	増特
C	認定長期優良住宅新築等特別税額特定控除の適用があり、特定取得に該当する	(特定)	認定住宅用 or 長期優良住宅用	認特
D	一般の住宅借入金等特別特定控除(増改築を含む)の適用があり、特別特定取得に該当する	(特別特定)	無し	住特特
E	認定長期優良住宅新築等特別税額特定控除の適用があり、特別特定取得に該当する	(特別特定)	認定住宅用 or 長期優良住宅用	認特特
F	東日本大震災による住宅の再取得等に係わる住宅借入金等特別控除の特例の適用があり、特別特定取得に該当する	(特別特定)	震災再取得等用	震特特
G	一般の住宅借入金等特別特定控除(増改築を含む)の適用があり、特例特別特例取得に該当する	(特例特別特例)	無し	住特特特
H	認定長期優良住宅新築等特別税額特定控除の適用があり、特例特別特例取得に該当する	(特例特別特例)	認定住宅用 or 長期優良住宅用	認特特特
I	東日本大震災による住宅の再取得等に係わる住宅借入金等特別控除の特例の適用があり、特例特別特例取得に該当する	(特例特別特例)	震災再取得等用	震特特特
J	一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築等を含む)で住宅が特例居住用家屋に該当する	—	特例居住用家屋用	住特家
K	認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で住宅が特例認定住宅等に該当する	—	認定住宅等 (特例認定住宅等)用	認特家
L	震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当する	—	震災再取得等 (特例居住用家屋)用	震特家

- \* 特定取得 (特定) : 「住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、8%または10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等。
- \* 特別特定取得 (特別特定) : 「住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等。
- \* 特例取得 (特別特定) : 特別特定取得に係る契約が①居住用家屋の新築又は認定住宅の新築の場合は令和2年9月30日までの期間、②新築住宅・中古住宅の購入の場合は令和2年11月30日までの期間に締結されているもの。
- \* 特別特例取得 (特別特定) : 特別特定取得に係る契約が①居住用家屋の新築又は認定住宅の新築の場合は令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間、②新築住宅・中古住宅の購入の場合は令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間に締結されているもの。
- \* 特例特別特例取得 (特例特別特例) : 特別特例取得に該当する場合で、床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満の住宅の取得等。

#### ⑨住宅借入金等年末残高

『源泉徴収票』等の「住宅借入金等年末残高」に表示します。

適用区分の値が「2：増」（特定増改築等住宅借入金等特別控除）「4：震」（東日本大震災による住宅の再取得等に係わる住宅借入金等特別控除の特例）の場合、または2以上（※）の適用を受けた場合は必須入力です。

※2以上の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用に該当する例

- ・ 証明事項の居住開始年月日が2段書きされ、一方に（特定）と記載されている場合
- ・ 証明事項の居住開始年月日に異なる2つの年の日付が記載されている場合 など

\* 翌年1月給与処理時に年調時のデータが表示されていますが、自動でクリアされるため、「0」入力は不要です。